

大切な森林を自分自身で守りませんか？

【森林保険とは？】

森林保険とは、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償する保険のことです。

つまり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットとなります。

【対象となる8つの災害】

火災	山火事で受けた損害
風害	暴風による幹折れ、根返りなどの損害
水害	豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害
雪害	豪雪、積雪による幹折れ、根返りなどの損害
干害	乾燥による枯死などの損害
凍害	凍結、寒風などによる枯死などの損害
潮害	潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害
噴火害	火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害



【対象となる森林】

人工林（針葉樹・広葉樹）及び間伐等の人手が加えられた育成林（天然林）

※以下の場合には対象になりません

- ・ ツツジ、アジサイ等の低木、街路樹など
- ・ 森林が原因となって人や物（家屋、自転車など）に与えた損害



森林保険は、「森林保険法」（昭和12年法律第25号）等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

〈保険金のお支払いの対象となる8つの災害〉

火災 **風害** **水害** **雪害**
干害 **凍害** **潮害** **噴火災**

お問い合わせは、桐生広域森林組合、または群馬県森林組合連合会へ

桐生広域森林組合：〒376-0011 桐生市相生町3丁目560-5
 TEL：0277-55-0077 FAX：0277-55-0071